

第154回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第 1 5 4 回通常総会議事録

1. 日 時 令和5年3月1日（水）13時28分～14時13分

2. 場 所 東奥日報新町ビル 3階 「New's ホール」

3. 出席会員 31名

青 森 県	青 森 市	弘 前 市	黒 石 市
十 和 田 市	つ がる 市	平 内 町	外ヶ浜町
今 別 町	蓬 田 村	鱒ヶ沢町	深 浦 町
藤 崎 町	大 鱒 町	田 舎 館 村	板 柳 町
中 泊 町	鶴 田 町	野 辺 地 町	七 戸 町
六 戸 町	横 浜 町	東 北 町	東 通 村
風 間 浦 村	佐 井 村	五 戸 町	田 子 町
南 部 町	新 郷 村	医師国保組合	

4. 欠席会員 11名

八 戸 市	五所川原市	三 沢 市	む つ 市
平 川 市	西 目 屋 村	おいらせ町	六ヶ所村
大 間 町	三 戸 町	階 上 町	

5. 出席常勤役員

常務理事 舛 甚 悟

6. 事務局

奈良事務局長外12名

7. 提出議案

(1) 報告第1号 理事長専決処分事項報告の件

(2) 議案第1号 令和4年度青森県国民健康保険団体連合会

診療報酬審査支払特別会計補正予算（案）の件

- (3) 議案第 2 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
事業計画（案）の件
- (4) 議案第 3 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計予算（案）の件
- (5) 議案第 4 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計予算（案）の件
- (6) 議案第 5 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計予算（案）の件
- (7) 議案第 6 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
国保新聞等特別会計予算（案）の件
- (8) 議案第 7 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会第三者行為
損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算（案）の件
- (9) 議案第 8 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会レセプト
電算処理システム準備積立金特別会計予算（案）の件
- (10) 議案第 9 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計予算（案）の件
- (11) 議案第 10 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計予算（案）の件
- (12) 議案第 11 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計予算（案）の件
- (13) 議案第 12 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算（案）の件
- (14) 議案第 13 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会特定健康
診査・特定保健指導等事業特別会計予算（案）の件
- (15) 議案第 14 号 青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業規則等の一部を改正する規則（案）の件
- (16) 議案第 15 号 青森県国民健康保険団体連合会
理事の補充選任（案）の件

小田切総務課長 第154回通常総会の開会を告げた。
(とき：13時28分)

小野寺理事長 主催者挨拶。(要旨別紙)

奈良事務局長 議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、大鰐町長山田 年伸氏を選任した。

議長 長 就任挨拶後、会員総数42名のうち、本日の出席者は31名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。

議長 長 議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、田舎館村長 鈴木 孝雄氏、横浜町長 石橋 勝大氏の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。

議長 長 議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点のみの説明にとどめるよう事務局に対し指示した。

本総会の提出議案である報告事項1件、議決事項15件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 事務局長の奈良から説明したい。
議案書の3頁をご覧願いたい。
報告第1号理事長専決処分事項は2件の補正予算である。
いずれも早急に対応する必要があったため、国保法の規定により令和4年11月2日と12月19日に専決されている。
1点目は一般会計である。
内容については、6頁の事項別明細書で説明したい。
県から委託されていた、介護と障害施設職員の収入を3%引き上げるとした「処遇改善支援事業」において、障害施設分の交付金に不足が生じたため、県の指示に従い、歳入に県からの受入金、歳出に事業費として施設への交付金をそれぞれ9,312万7,000円追加したものであ

る。

続いて8頁である。

2点目は、後期高齢者医療関係特別会計の公費負担医療費支払勘定である。

内容は10頁の事項別明細をご覧願いたい。

コロナ感染拡大第8波の影響で、後期高齢者のコロナ感染症医療費の支払に不足が生じたため、歳入に公費負担者からの受入金、歳出に医療機関への支出金、それぞれ2億8,247万8,000円を追加したものである。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

議長 次に、議案第1号令和4年度診療報酬審査支払特別会計補正予算の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 議案第1号は議案書の12頁からであるが、予算補正内容が3件混在しているので、本日配付の資料 No. 1 で説明したい。

資料 No. 1 の1頁をご覧願いたい。

まず、新型コロナ関連の予算補正が2件である。

(1) の①にあるが、本会が市町村の委託を受けて実施しているコロナワクチンの住所地外接種費用の決済業務において、昨年末の感染拡大第8波の影響で処理件数が大幅に増え、データエントリー等の事務経費に不足が生じたため、業務勘定の歳入に市町村からの事務費受入金、歳出に業務委託料をそれぞれ512万円追加する。

2点目は②で、同じく第8波の影響で、国保被保険者のコロナ感染症医療費の支払額に不足が生じるため、公費負担医療支払勘定において、歳入に公費負担者からの受入金、歳出に医療機関への支払額をそれぞれ9,188万2,000円追加するものである。

続いて2頁をご覧願いたい。

3点目は、保険者間調整に関する予算補正である。

(1) の理由にあるとおり、本会では協会けんぽと国保の被保険者が資格異動したにもかかわらず、前の保険のまま受診した場合、その医療費を本来の保険者に振り替える保険者間調整を行っている。

今回、非常に高額な医療費がかかっていた方の調整が発生し、予算不足が生じる見込みとなったことから、業務勘定において、歳入に協会けんぽからの受入金、歳出に国保保険者への返還金をそれぞれ不足額4,228万3,000円追加するものである。

下の「3」には、予算補正総括表を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異疑なく、議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第2号令和5年度事業計画の件について事務局の説明を求めた。

舛 甚 常 務 理 事 常務理事の舛甚である。

事業計画については、資料No.2に基づき説明したい。

事業計画の基本方針に掲げた重点事項のうち、6項目を資料として調製した。

1頁をお開き願いたい。

第1点目は、国保と後期の医療費の審査支払業務についてである。

水色の棒グラフの国保の医療費支払額は、右端の令和4年度は前年度に比べ13億円減の952億円と見込んでいる。

下の表の国保加入者数は、非正規従業員の社保適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等により減少しており、そのことが医療費の減の要因と思われる。

一方、ピンク色の後期の支払額は、加入者数の増加により、26億円増の1,590億円となる見込みである。

この審査業務については、審査委員の先生方と連携し、適正審査に努めることとしている。

2 頁をお開き願いたい。

第 2 点目は、国保共同処理業務についてである。

市町村国保事務の広域化・効率化等に向けた本会の主な取組をまとめたものである。

左側の①の「保険者事務の共同実施」では、収納対策や各種証明書の作成に加え、下から 3 つ目の統計資料やその下の資格・給付関係業務に取り組んで参りたい。

また、右側の②「医療費適正化」、その下の③「保健事業の共同実施」を推進することとしている。

この②と③は「保険者努力支援制度」に直結することから、市町村が確実に評価点を獲得できるよう支援して参りたい。

特に②の「医療費適正化の共同実施」では、先程の理事長の挨拶にあった「全世代型社会保障構築法案」に、本会業務として明記されている「データ分析に基づく医療費適正化業務の推進」に対応するため、項番「8」と「9」を中心に取り組みを強化して参りたい。

また、③の「保健事業の共同実施」では、項番「1」の「第 3 期データヘルス計画策定に関する支援」として、各市町村が令和 6 年度から 11 年度までを計画期間とする「第 3 期データヘルス計画」を 5 年度中に策定する必要があることから、本会に設置の「保健事業支援・評価委員会」で支援することとしている。

3 頁をお開き願いたい。

第 3 点目は、各業務処理システムの管理・運用についてである。

本会の基幹システムである国保総合システムは、3 行目の 1 つ目の○に記載のとおり、令和 6 年 3 月に現行機器の保守期限を迎える。

システム更改にあたっては次の○の部分であるが、政府の「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に従い、クラウドサービスの利用と支払基金システムとの整合性の確保が

求められていることから2段階で実施する。

図の上段の緑色で囲んだ第1段階では、レセプトの受付機能の共同利用とコンピュータチェックルールの整合性の確保を目指しており、右側の緑色の点線で囲んだ部分のとおり、本県では令和6年2月にシステムの切り替えを予定している。

下段左側の水色部分の第2段階では、令和8年4月から審査・支払機能を支払基金と共同利用すべく、右側の点線部分の4行目に記載の厚労省、デジタル庁、支払基金、国保中央会の4者で「審査支払システム共同開発推進会議」を設置し、本年3月末までに基本方針を取りまとめることになっている。

このシステム更改は、国の意向を踏まえたものであるため、知事会、市長会、町村会など、地方6団体の協力のもと、国に対し第1段階の開発費不足分の財政支援を要請してきた。

その結果、右上に赤字で記載のとおり、令和4年度分として54億円、また、5年度分は57億円が今年度の2次補正予算に前倒しで確保された。

ご協力に感謝申し上げます。

今後は、令和6年度からの新システムの運用費と第2段階の開発に多額の費用が見込まれることから、市町村に追加の負担を生じさせないため、国が責任をもって補助するよう求めていくこととしている。

引き続きご支援をよろしくお願いしたい。

次に4頁をお開き願いたい。

第4点目は、特定健診・特定保健指導関連業務についてである。

令和3年度分の健診実施率の速報値が昨年の11月にまとまり、右上の表に記載のとおり、令和3年度の県平均は35.2%で、前年度に比べ1.4ポイント増となった。

しかし、新型コロナ流行前の令和元年度の実施率には戻

っていない状況である。

次の5頁は特定保健指導の実施率で、こちらは2年連続で低下しており、対面での指導がなかなか実施できていないことが要因と聞いている。

次の6頁は、特定健診実施率を年代別にグラフ化したものである。

県全体でみると、上の表の赤枠で囲っている40代、50代の働き盛り世代の実施率が特に低い状況にある。

本会としては、この健診実施率の向上に向けて、引き続き広報活動や保健協力員活動の活性化に取り組んで参りたい。

7頁をお開き願いたい。

第5点目は、介護保険関連業務についてである。

介護給付費の支払額は、右端の令和4年度では、前年度に比べ13億円減の1,380億円で、平成12年の制度開始以来、初めて減となる見込みである。

これは、コロナの感染拡大で通所系サービスの利用控えや事業所側の受け入れ制限が要因と思われる。

本会としては、介護保険のインセンティブ制度において、市町村が評価点を獲得できるよう、介護給付費通知やケアプラン点検など介護給付適正化事業への支援に努めて参りたい。

最後に8頁である。

第6点目は、障害者総合支援給付関連業務についてである。

棒グラフの黄色の障害者分、薄紫色の18歳未満の障害児分のどちらも増加傾向にある。

引き続き審査支払業務の円滑な運営に努めて参りたい。

説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徹したところ全員異疑なく、議案第2号は原案どおり決定する旨宣した。

次に、予算関係である。

議

長

議

長

奈良事務局長

議案第3号令和5年度一般会計予算の件から第13号令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算の件までの計11件について、事務局の説明を求めた。

本日配付の資料No.3「令和5年度本会予算（案）説明資料」をご用意願いたい。

予算案は、議案書では130頁にも及ぶことから、この資料により簡潔に説明したい。

資料No.3の1頁をお開き願いたい。

はじめに予算総括表である。

議案第3号一般会計から1番下の第13号特定健診関係特別会計までの合計額は、4,957億9,946万7,000円で、前年度に比べ21億316万9,000円の増である。

なお、理事長の挨拶にもあったとおり、明令和5年度においては、市町村に負担いただく負担金・手数料はすべて据え置きで予算編成している。

各会計の要点を2頁から記載している。

この資料は、左から議案番号、会計の名称と手数料の単価、右隣りに歳入面の前年度比較と説明、一番右が歳出面の比較・説明である。

それぞれ主な増減の理由は、赤字で表記している。

議案第3号は一般会計である。

歳入1款負担金は、被保険者数の減少が見込まれ330万円の減としている。

6款繰越金についても、被保険者数の減少で年々予算規模が縮小していることから、689万円の減が見込まれる。

8款県支出金の15億円の大きな減額は、4年度に県から受託した「介護・障害施設職員の処遇改善支援事業」の交付金支払業務の終了により、県からの受入金が減額となったものである。

なお、赤い点線で結んでいるとおり、歳出の介護施設等への支払額が同額減額である。

歳出面では、2款総務費が473万円の増である。

理由欄にあるように、④のインボイス制度開始によるシステム改修と⑤の消費税を納付する公課費の増が主なものである。

4款積立金は昨年度比700万円の減である。

これは平成30年度に国保審査会計の赤字補填として取り崩した事業運営積立金を積み戻ししているものであるが、5年度は収入不足に充てるため減額している。

以上で、一般会計の合計額は、前年度比15億8,213万3,000円減の1億1,831万1,000円である。

3頁をお開き願いたい。

続いて、議案第4号は国保の医療費に関する診療報酬審査支払特別会計である。

この会計には、業務勘定と、医療費を保険者から受け入れして医療機関への支払いを通過経理する4つの支払勘定がある。

まず、業務勘定であるが、歳入1款手数料はレセプト件数の大幅な減少が見込まれており、前年度比2,160万円の減である。

6款繰入金の2億62万円の増は、国保総合システムと国保情報集約システムの更改のための積み立てを計画に沿って繰り入れるものである。

まず、国保総合システムの更改へは、①財政調整基金、②機器購入積立金、④ICT積立金を黒点線のとおり、歳出1款総務費のシステム更改経費と4款国保中央会負担金のシステム開発負担金に充てる。

このうち、ICT積立金は、洗替え方式のため一旦積立全額を繰り入れするが、今年度分に投入した残額を歳出5款で積み直しし、令和7年度まで続く更改経費に順次投入していくこととしている。

もう1つの国保情報集約システムは、平成30年度の国

保都道府県化により導入されたもので、これも令和5年度に国の指示で全国クラウド化される。

このため、準備してきた③の機器購入積立金を青点線のとおり、開発負担金等に投入し、残額を歳出5款でICT積立金に積み直しし、令和6年度以降、市町村から負担いただく運用経費に充当していく。

以上で業務勘定の合計額は、前年度比8,738万8,000円増の10億984万8,000円である。

4頁をお開き願いたい。

続いて国保の医療費関連の4つの支払勘定である。

一番上は国保被保険者の医療費分で、歳入1款の増減理由欄にあるとおり、被保険者数が大きく減少しているため、合計額は前年度比12億3,000万円減の1,000億3,036万3,000円を計上している。

その下の公費負担支払勘定は、難病や重度心身障害者、コロナ感染症の医療費など20項目の公費負担医療費を経理しているものであるが、コロナ医療費の公費負担継続も考慮し、前年度比2億736万1,000円増の42億3,155万6,000円としている。

その下は出産育児一時金等支払勘定であるが、出産一時金は令和5年度から42万円が50万円に引き上げられることから、前年度比8,640万円増の5億4,002万円としている。

一番下は、国の風しん追加対策とコロナワクチンの住所地外接種費用を経理しているものである。

コロナワクチンの公費負担継続と流行期の大きな波への対応として、前年度比2億5,440万円増の9億9,371万9,000円を計上している。

次に、5頁をご覧願いたい。

議案第5号は、職員退職手当特別会計である。

これは複式会計で退職手当積立金を管理しているもので、令和5年度の合計額は4,324万3,000円となる見

込みである。

続いて議案第6号は、国保新聞等特別会計である。

国保新聞や参考図書在市町村共同購入、市町村が使用するパソコンのリース料の仲介などを経理するもので、合計額は前年度比310万5,000円増の9,291万3,000円である。

次の議案第7号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計である。

この会計は、交通事故などでかかった医療費を市町村に代わって損害保険会社や加害者から求償し、当該市町村等に送金しているもので、令和5年度の取り扱い額は前年度同額の3億2,000万円と見込んでいる。

次の議案第8号は、レセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

この会計は、社保側と国保側が共同利用しているシステムの改修費に充てるため、国が定めたレセプト1件当たり68銭の手数料を市町村から受け入れて、国保中央会に特別分担金として拠出するもので、前年度比16万4,000円減の350万9,000円である。

続いて6頁をご覧願いたい。

議案第9号は介護保険関係の特別会計で、業務勘定と2つの支払勘定である。

まず、業務勘定の歳入1款手数料は804万円の増であるが、理由欄②の電子証明書の発行手数料と③の国が新たに始めるケアプラン連携に係る事業所のシステム利用料は、点線で結んでいるとおり通過経理するものである。

5款繰入金は913万円の増である。

①財政調整基金、②機器購入積立金の繰り入れは、点線で結んでいるとおり、国の意向を受けて全国クラウド化される介護保険システムの更改経費の初年度分に充てていくものである。

その充当対象だが、歳出1款総務費の②は、本会が無償

で市町村に配付している介護業務端末の構築経費で、セキュリティ管理のため急遽前倒しで入替えが必要となったものである。

また、4款国保中央会負担金は、新システムのクラウド環境構築費として500万円程度の増となるのでこれに充てる。

なお、充当に要した残額と③のICT積立金は、歳出6款において積み戻しし、6年度に本格化するシステム更改経費に充当する。

以上で合計額は、前年度比1,198万円増の2億2,026万1,000円である。

続いてその下は、介護給付費の支払勘定である。

特定入所者介護サービス給付費の減が見込まれ、前年度に比べ3億1,200万円減の1,485億39万7,000円としている。

その下は公費負担支払勘定で、生活保護や難病など12項目の公費負担の介護給付費を経理しているものであるが、5年度は県からの委託を受けて新たに原爆介護費の審査支払を開始することから、170万4,000円増の19億2,711万9,000円としている。

7頁をご覧願いたい。

議案第10号は、障害者総合支援法関係の特別会計である。

まず、業務勘定である。

歳入1款手数料は254万円の増であるが、理由欄②の電子証明書発行手数料117万円は、介護保険と同様に通過経理するものである。

2款繰入金は606万円の増だが、これはシステム更改への備えとして令和4年度に積み立てた分であり、令和5年度も歳出3款で積み直しし、令和6年度に本格化するシステム更改経費に備えていきたい。

以上で合計額は、前年度比548万8,000円増の

6, 570万7, 000円である。

その下は、障害介護給付費の支払勘定である。

この給付費は毎年伸び続けていることから、令和5年度も4億560万円増額し、416億8, 263万7, 000円としている。

その下は18歳未満の障害児の給付費で、ここ数年の伸び率を考慮し、9, 600万円増の68億8, 807万9, 000円としている。

続いて議案第11号は、医師確保対策事業特別会計である。

この会計は、歳出からご覧願いたい。

歳出1款事業費が令和5年度の学生への修学資金支援費総額で、前年度比283万円増の1億4, 679万7, 000円である。

これを市町村が歳入1款市町村負担金として4分の1、県が歳入2款県支出金として4分の3を拠出するものである。

なお、市町村負担金には、4款繰越金の1, 540万8, 000円が充当されるので、令和5年度の市町村負担額は2, 129万円となっている。

以上で合計額は、前年度比2, 339万4, 000円減の1億4, 680万円である。

続いて8頁である。

議案第12号は、後期高齢者医療関係の特別会計である。

まず、業務勘定である。

歳入1款手数料は363万円の減である。

これは、コロナによって高齢者が受診を減らす傾向が定着してきたことを受け、推計方法を見直したことによるものである。

3款後期高齢者医療広域連合受入金は、1, 463万円の増である。

これは、広域連合から運用・保守の委託を受けている広

域連合電算処理システムが更改を迎えるため、①の現行システムの運用業務が終了する一方で、⑤の新システムの運用業務が改めて広域連合から委託される予定のため、新・旧システム委託費の差額である。

新システムは国の意向でクラウド化されることから、初期構築分が増額となっている。

なお、これらの委託料は赤点線のとおり、歳出1款総務費において、新・旧システムともに同額が作業経費として支出される。

5款繰入金は5,623万円の増であるが、これは、国保総合システム更改経費の後期高齢者負担分に充てるための繰り入れである。

①財政調整基金は、点線のとおり歳出1款総務費の③本会側のシステム更改経費に、②のICT積立金は歳出5款の中央会への開発負担金の今年度分に投入し、残額を積み直して6年度、7年度の更改経費に充当する。

以上で合計額は、前年度比5,567万7,000円増の9億3,964万7,000円である。

その下は、後期高齢者の医療費を経理する支払勘定である。

被保険者数の2%程度の増加を考慮し、前年度に比べ35億400万円増の1,848億8,420万3,000円としている。

一番下は、コロナ感染症に係る医療費など高齢者の15項目の公費負担医療費を経理しているもので、今年度実績を勘案し、前年度に比べ4億7,952万2,000円増の14億4,014万円としている。

続いて9頁である。

議案第13号は、特定健診関係の特別会計である。

まず業務勘定であるが、主な点としては歳入2款積立金繰入金が182万円の減である。

理由欄のとおり、洗替え方式の2つの積立金において、

4年度のシステム運用負担金等に充てた分が減少している。

なお、この積立金については、歳出2款において積み戻しし、多額の負担が見込まれる令和8年度のシステム更改に備えていきたい。

以上で合計額は、前年度比136万6,000円減の3,663万8,000円である。

その下は、国保被保険者の特定健診等費用の支払勘定である。

コロナによる健診受診控えが若干解消傾向であることなどから、前年度比2,160万円増の10億6,023万8,000円としている。

一番下は後期高齢者の健診費用の支払勘定で、こちらは被保険者数の増加分として、前年度に比べ1,200万円増の6億2,411万9,000円である。

最後に10頁をご覧いただきたい。

ただ今説明した各会計の積立金予定額の一覧である。

8番の合計が令和5年度末の総保有額で、前年度に比べ1,293万9,000円減の4億2,424万8,000円の見込みである。

なお、このうち機器購入、電算処理システム導入作業、ICTの各積立金は、令和8年度までに各システムの更改経費に充てるものである。

右側には、各積立金の目的、上限額、洗替えによる積立方式などそれぞれの運用方法を一覧にしているので、ご参考に願いたい。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第3号から第13号までの計11件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議長 次に、議案第14号医師確保対策事業規則等の一部を改正する規則の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 議案書の171頁をお開き願いたい。

議案第14号は本会医師確保対策事業規則等の一部を改正する規則である。

改正規則の内容は172頁である。

この事業は、県と市町村が拠出し、弘前大学の医学生に修学資金を貸付しているもので、「卒業後、県内指定医療機関で一定期間勤務した場合、返済を免除する」こととしている。

この指定医療機関のうち「国立弘前病院と弘前市立病院との統合により設立される新中核病院」と規定していたものを「弘前総合医療センター」に改めるものである。

これは令和4年度当初、当該病院の名称がまだ決まっていなかったことから「新中核病院」として追加していたので、今回、関連規則等において正式名称に改めるものである。

174頁からは、医師確保対策事業規則並びに医師修学資金支援事業細則及び事業規程の関係部分の新旧対照表を載せている。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第14号は原案どおり決定する旨宣した。

議長 次に、議案第15号理事の補充選任の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 議案書180頁をお開き願いたい。

議案第15号は、理事の補充選任の件である。

本会の理事については、現在、県町村会推薦理事が1名欠員となっている。

このため、先般、県町村会から推薦のあった今別町長の阿部義治氏を「本会役員を選任方法等に関する規則」に基づき選任いたしたいという主旨である。

なお、任期は本日から現役員任期満了日の令和5年7月11日までとなる。

説明は以上である。

議	長	事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、
		議案第15号は原案どおり決定する旨宣した。
議	長	全議案の議了を宣した。(とき：14時11分)
櫻井副理事長		閉会挨拶。(とき：14時12分)
小田切総務課長		総会日程の終了を告げた。(とき：14時13分)

上記第154回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月20日

議長 山田年伸

令和5年3月23日

議事録署名者 坂本孝雄

令和5年3月24日

同上 石橋勝大

第154回通常総会・理事長挨拶文

とき 令和5年3月1日 午後1時30分

ところ 東奥日報新町ビル 3階「New'sホール」

皆様こんにちは。

理事長を務めます、青森市長小野寺晃彦でございます。本日は、皆様大変ご多忙のところ、第154回通常総会開会にあたりご参集を賜り、誠にありがとうございます。

本日の総会では、令和5年度の事業計画・予算等について、ご審議を賜ります。

まず、冒頭私から2点ご報告申し上げたいと思います。

1点目は、国保を取り巻く情勢についてでございます。政府では、子育て支援と世代間負担公平化を柱とした「全世代対応型社会保障構築法案」を閣議決定し、今国会に提出されております。

特に、国保関係では、産前産後の保険税免除の創設に加えて、都道府県内での保険料水準の統一と、医療費適正化の推進ということが盛り込まれております。

具体的には、国が「保険料水準統一・加速化プラン」というものを作成し、積極的に後押しをする。

また、国保連合会のデータ分析業務も明記して、医療費適正化対策を強力に進めることで、都道府県化した国保制度の財政基盤強化を図るとされてございます。

本会としては、医療費データを活用した各種共同処理業務の充実を図り、医療費適正化への更なる保険者支援に努めて参ります。

加えて、国が新しい社会インフラとして進める、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をはじめとする「医療DX」、こちらについても、その要となるオンライン資格確認等システムの円滑な運用に引き続き協力し、市町村の国保事務の効率化に努めて参ります。

2点目は、予算関係でございます。

ご承知のとおり、国保加入者が大幅に減少傾向でございます。

本会の手数料収入も大きく落ち込んでおります。

また、歳出面において、国の「審査支払機能に関する改革工程表」に基づいて、国保総合システムの4年間にわたる更改作業により、多額の開発負担金の拠出が続いておりますところですが、これまで以上に経費節減に努め、一般負担金、各審査支払手数料ともに据置きの形でご提案しております。

明年度においても、職員一丸となつて市町村の皆様の支援に全力で取り組んで参ります。

慎重審議のうえ、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。